

## 4. 外国人登録

外国籍の人が日本に90日以上滞在する場合は、住んでいる市町村役場で住民登録（外国人登録と呼ばれています）をする必要があります。手続きは原則として本人が行いますが、16歳未満の人や、病気などの理由で自分で手続きをすることができない人は、同居している親族が代わりに手続きをすることができます。

手続きをしてから約2週間後、外国人登録証明書と呼ばれるカードが発行されます。16歳未満の場合には手続きをした日に交付されます。外国人登録証明書は、常に携帯することが義務づけられています。



### 1. 新規登録

初めて来日した人は新規登録をする必要があります。また、以前外国人登録をしたことのある人が出国し、再び日本に来た場合（再入国許可を受けている場合を除く）も同様に、登録手続きをする必要があります。手続きは入国した日から90日以内に行ってください。

子供が生まれた場合は、生まれた日から60日以内に手続きを行ってください。

必要なもの

- ・パスポート
- ・写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）16歳以上の方のみ

### 2. 登録内容の変更

住所、氏名、国籍、パスポートナンバー、在留資格、在留期間、職業に変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に申請をする必要があります。他の市町村に引っ越す場合は、新しい住所地の市町村役場に申請してください。

## 必要なもの

外国人登録証明書

変更があったことを証明する文書（原則）

### 3. 更新（切替）

外国人登録証明書には有効期間があります。記載されている日付から30日以内に、本人が更新（切替）手続きを行ってください。

## 必要なもの

・パスポート

・写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）

外国人登録証明書

### 4. 再交付申請

紛失、盗難等で外国人登録証明書をなくした場合は、近くの警察署または交番に届出を済ませ、紛失したことを知った日から14日以内に、本人が再交付の申請をしてください。

## 必要なもの

・パスポート

・写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）

### 5. 出国等で証明書が必要なくなった場合

死亡または日本を出国する場合は、外国人登録証明書を返納する必要があります。

出国する場合：

再入国許可を受けている場合を除き、出国港で入国審査官に外国人登録証明書を返納してください。

日本国籍を取得した場合：

14日以内に居住地の市町村役場の住民課（市民課）へ、外国人登録証明書を返納してください。

死亡した場合：

家族が同居している親族が14日以内に居住地の市町村役場の住民課

(市民課)へ、外国人登録証明書<sup>がいこくじんとうろくしやうめいしよ</sup>を返納<sup>へんのう</sup>してください。

## 6. 登録原票記載事項証明書<sup>とうろくげんびようきさいじこうしやうめいしよ</sup>

登録原票記載事項証明書<sup>とうろくげんびようきさいじこうしやうめいしよ</sup>とは、外国人登録<sup>がいこくじんとうろく</sup>の登録事項<sup>とうろくじこ</sup>についての証明書<sup>しやうめいしよ</sup>で、日本の住民票<sup>にほんしやうみんひやう</sup>にあたります。必要なもの<sup>ひつようもの</sup>を持参<sup>じさん</sup>して居住<sup>きよじゆう</sup>する市町村役場<sup>しちやうそんやくば</sup>に申請<sup>しんせい</sup>してください。

本人<sup>ほんにん</sup>でない方が申請<sup>かたしんせい</sup>する場合は、本人<sup>ほんにん</sup>の委任状<sup>いにんじやう</sup>を持参<sup>じさん</sup>してください。

ただし、同居<sup>どうきよ</sup>の親族<sup>しんぞく</sup>が申請<sup>しんせい</sup>する場合は、委任状<sup>ばあい</sup>は不要<sup>いにんじやうふよう</sup>です。

必要なもの<sup>ひつようもの</sup>

- 外国人登録証明書<sup>がいこくじんとうろくしやうめいしよ</sup>
- 手数料<sup>てすうりやう</sup>（金額<sup>きんがく</sup>は市町村役場<sup>しちやうそんやくば</sup>によって異なり<sup>こと</sup>ます）
- 委任状<sup>いにんじやう</sup>（代理人<sup>だいにん</sup>が申請<sup>しんせい</sup>する場合<sup>ばあい</sup>のみ）

詳しいことは、住民登録<sup>じゆうみんとうろく</sup>してある市町村役場<sup>しちやうそんやくば</sup>にお問い合わせ<sup>と</sup>ください。

(市町村役場一覧P.160参照<sup>さんしやう</sup>)